

代行制度を考える（3）

たしかに、「代行制度」には多くの問題があるが、「代行返上」が唯一の解決策とも思われない。多くの提案は、「代行制度の欠点を改善して、基金制度を存続」させる立場と、「代行返上により基金制度を廃止（安楽死）」させる立場に大きく分かれよう。また、前者も、現在の代行制度の枠組みは変えないで、「中立化」の徹底で多くの問題が解決できるとする立場と、厚生年金との関係を絶ちきり「適用除外」制度に近づける立場がある。

「企業年金法」のたたき台が報じられている。現在の「厚生年金基金」、「代行なし基金」の受け皿となる「基金型企業年金」、本格的な適格年金の受け皿となる「企業型企業年金」の3本建て構成である。この案は、現在の厚生年金基金制度と適格退職年金制度を維持しつつ、「代行返上後」の基金制度も認めようという現状妥協的な内容であり、諸外国の前向きな年金改革案に比べて、羊頭狗肉の感は否めない。さはさりながら、「代行返上」後の企業年金制度の体系について、行政も真剣に考えざるを得なくなったのである。

さて、「代行制度」については賛否両論がある。多くの論者のうち、いくつかをまとめてみると図表1のようになる（文中、「本体」は厚生年金保険、「基金」は厚生年金基金を指す）。

図表1 「代行制度」に関する論点

論者と出所	主張
村上 清 氏 (年金評論家) 「年金制度の危機」 (東洋経済新報社、 1997.3)	<ul style="list-style-type: none"> 基金設立により「逆選択」を許し、本体の財政悪化を加速 本体と基金で重複事務が生じ、社会的コストを浪費 本体は賦課方式、基金は積立方式と別の財政方式を採用しているので、基金積立が増えるほど、本体の財政は悪化 代行制度は諸外国にはない特異な制度であり、廃止すべき
高山 憲之 氏 (一橋大学) 「年金の教室」 (PHP 新書、2000.2)	<ul style="list-style-type: none"> 代行制度は早期に廃止すべき 過去の免除保険料の元利を30年間で返還すれば良い 本体と基金の財政中立化案は、本体に不利 基金による財政分立そのものが年金一元化の理念に反する
堀 勝弘 氏 (上智大学) 「年金制度の再構築」 (東洋経済新報社、 1997.10)	<ul style="list-style-type: none"> 代行給付は本体給付の「給付確定部分」と限られた部分に過ぎず、報酬再評価、物価スライドは含まれていない 厚生年金は正確には（賦課方式でなく）修正積立方式であり、代行相当部分は本体でも積み立てられている 本体と基金の財政中立性は保たれているので、村上・高山氏の言うような、本体のみ財政悪化はない
久保 知行 氏 (住友信託) 「退職給付制度の構造改革」 (東洋経済新報社、 1999.10)	<ul style="list-style-type: none"> 免除保険料の個別化により、代行コストの公平性は改善 基金が解散した場合に国に返還する最低責任準備金を計算する際に、過去の経験（死亡率、利率）を反映していないのが問題 基金制度は、本体との財政中立化を一層、図るべき

村上氏や高山氏は、代行制度そのものに多くの問題があり、廃止するのが妥当と主張している。特に、基金の代行部分が、本体の財政方式（賦課方式）と「水と油」の関係にある完全積立方式を強制しているのは、「親に仕送りしていた息子3人のうちの1人が、仕送りの一部を自分で貯蓄すると言い出したようなもので、残りの息子が迷惑しないはずはない」との譬えで代行制度を批判する。しかし、堀氏の言うように、「代行部分」が、ごく僅かな部分しか代行していないのも事実であり、むしろ代行が不徹底であるから本体が曖昧な財政方式（修正積立方式）を採用せざるを得なくなった面もあろう。実際には、代行相当分の資産は本体でも保有しているので、村上・高山両氏の「水と油」論は当たらない。

仮に、本体が完全な賦課方式でも、免除保険料や最低責任準備金の計算において「完全な財政中立化策」を講ずることが可能なら、「残りの息子」は迷惑しないで済む。しかし、問題は完全な「中立化」が実現困難なことである。久保氏が著書で詳述しているように、代行部分に関わる計算基礎と実績との差異の調整はそれほど簡単ではない。だからと言って、保険料凍結期間中の特別措置のように「本体との利回り競争」のような仕組みを導入すると、ますます「代行制度」の存立基盤が揺らいでくる。つまり、徹底した財政中立化を主張すればするほど、「基金制度」の存在意義がなくなってしまうジレンマに陥るのである。

そこで、第3の道として、本体の改革も同時平行的に進め、本格的な「基金制度」を企業が自主的に設立できる道を政策誘導して拓く方が、前向きな対応策と言えるのではないだろうか。例えば、厚生年金本体を「賦課方式部分（第1厚生年金）」と「積立方式部分（第2厚生年金）」に分解し、第1厚生年金は、国民年金との統合など何らかの調整を行う。第2厚生年金は、確定給付年金が順当であるが、スウェーデンや今回のアメリカの両大統領候補が主張しているような確定拠出年金として再構成する道もあるかもしれない。

いずれにせよ、第2厚生年金は、「代行」ではなく「適用除外」が可能なように再設計することがポイントとなる。適用除外の範囲も、現在のように「基金設立後の期間のみ算入」、「再評価・スライドなし」、「遺族年金・障害年金は対象外」といった給付の切り売りの形ではなく、新たな「2階建て部分」を恒久的な水準で定義し直す必要がある。

今回の年金法改正では、多くの反対論が提起されながらも、結局は厚生省の筋書きに沿った形で決着した。しかし、次期年金法改正で更に給付の引下げが行われるのであれば、厚生年金制度とともに厚生年金基金をはじめ、確定拠出年金も含めた企業年金制度、退職金制度など、それぞれの退職給付制度について、それなりの位置づけの明確化に迫られるのは確実である。

いずれにせよ、厚生年金の最終的な帰趨を見てからでないと、企業年金法について詳細な設計図を描くことは極めて困難である。現状妥協的でないフォワードルッキングな政策立案の必要性が今ほど問われている時はないと思われる。